

3 林整計第792号  
令和4年3月29日

富山県知事 殿

林野庁長官

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について

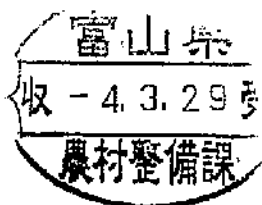
下記に掲げる通知について、別紙1から7までのとおり一部改正し、令和4年4月1日から施行することとしたので、特段の御配慮をお願いします。

また、当通知による改正前の下記の通知に基づき発注された工事等については、なお従前の例によるので、御留意願います。

記

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | 森林整備保全事業標準歩掛の制定について<br>(平成11年4月1日付け11林野計第133号)                    | 別紙1 |
| 2 | 森林整備保全事業設計積算要領の制定について<br>(平成12年3月31日付け12林野計第138号)                 | 別紙2 |
| 3 | 森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について<br>(平成11年4月1日付け11林野計第134号)              | 別紙3 |
| 4 | 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について<br>(平成28年3月31日付け27林整計第351号)    | 別紙4 |
| 5 | 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について<br>(平成28年3月31日付け27林整計第352号) | 別紙5 |
| 6 | 森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について<br>(平成29年3月30日付け28林整計第380号)                | 別紙6 |
| 7 | 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について<br>(平成29年3月30日付け28林整計第380号)    | 別紙7 |

4/15適用



(担当：計画課施工技術班積算基準係)

森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）  
一部改正新旧対照表

別紙2  
(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 運搬費 a・b (略)</p> <p>c 積算方法 (a)～(c) (略)</p>	<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 運搬費 a・b (略)</p> <p>c 積算方法 (a)～(c) (略)</p>

(d) 重建設機械分解・組立て

- i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表6-12 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装置付を含む) 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下
バックホウ系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) 山積 1.0 m <sup>3</sup> 以上～2.1 m <sup>3</sup> 以下 (平積 0.7 m <sup>3</sup> 以上～1.5 m <sup>3</sup> 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック平積 0.4 m <sup>3</sup> 以上～0.6 m <sup>3</sup> 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型] 吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル [油圧ロープ式] 平積 0.6 m <sup>3</sup> 以上～3.0 m <sup>3</sup> 以下 パイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊]
トラッククレーン系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊り能力 100 t 以上～550 t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ (防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ (二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上150 t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機 [スキッド式] 掘削径 2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t以上120t以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 (付属機器除く。) 深層混合処理機 <u>プレファブルゲティッドバーチカルドレーン</u> 打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

(d) 重建設機械分解・組立て

- i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表6-12 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装置付を含む) 普通 21 t 級以上～63 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下
バックホウ系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) 山積 1.0 m <sup>3</sup> 以上～2.1 m <sup>3</sup> 以下 (平積 0.7 m <sup>3</sup> 以上～1.5 m <sup>3</sup> 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック平積 0.4 m <sup>3</sup> 以上～0.6 m <sup>3</sup> 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型] 吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル [油圧ロープ式・機械ロープ式] 平積 0.6 m <sup>3</sup> 以上～3.0 m <sup>3</sup> 以下 パイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊]
トラッククレーン系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊り能力 80 t 以上～550 t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ (防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ (二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上150 t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機 [スキッド式] 掘削径 2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t以上120t以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 (付属機器除く。) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

今回対象外

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表6-13 適用建設機械

表6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
ブルドーザ	21t 級以下	ラフテレーンクレーン	25t 吊
	44t 級以下 <u>(削る)</u>	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	<u>(削る)</u>
地盤改良機械	中層混合処理機	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	質量 60t 以下
	質量 120t 以下		25t 吊
	質量 60t 以下		60t 吊
	質量 120t 以下		
深層混合処理機 フレイブ・リクイッド・パ ーナル・ドレン打機	質量 180t 以下		
クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
	80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0 m <sup>3</sup> 以下含む)		60 t 吊
	150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0 m <sup>3</sup> 以下含む)		
	300 t 吊以下		
トラッククレーン系	表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値)	70 t 吊
	200 t 吊以上、360 t 吊以 下 550 t 吊以下	リフター [せり上げ能力]	50 t
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値)	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表6-12 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排 出ガス対策型 (第1次基準値)	60~65 t 吊
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70 t 吊

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表6-13 適用建設機械

表6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
ブルドーザ	21t 級以下	ラフテレーンクレーン	25t 吊
	44t 級以下	油圧伸縮ジブ型	50t 吊
	63t 級以下	排出ガス対策型 (第2次基準値)	
地盤改良機械	中層混合処理機	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	質量 60t 以下
	質量 120t 以下		25t 吊
	質量 60t 以下		50t 吊
	質量 120t 以下		
深層混合処理機 パーナル・ドレン打機	質量 180t 以下		
クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
	80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0 m <sup>3</sup> 以下含む)		50 t 吊
	150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0 m <sup>3</sup> 以下含む)		
	300 t 吊以下		
トラッククレーン系	表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値)	50 t 吊
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2 次基準値)	50 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表6-12 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排 出ガス対策型 (第1次基準値)	60~65 t 吊
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70 t 吊

今回対象外

表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（第3次基 準値）〕100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第3次基準値）〕	100 t 吊
表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（2011 年規 制）〕100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（2011 年規制）〕	

(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。  
(削る)

なお、リフター（せり上げ能力 50 t）の供用 1 日あたり賃料は 224,000 円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。）

2. 現道上及び高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
3. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。

表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（第3次基 準値）〕100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第3次基準値）〕	100 t 吊
表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（2011 年規 制）〕100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（2011 年規制）〕	

(注) 1. ラフテレーンクレーン、クローラクレーンは賃料とする。  
ただし、オールケーシング掘削機〔スキッド式〕の分解組立用クローラクレーンは損料とする。

(新設)

2. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。

今回対象外

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立歩掛

機械区分	規格	(削る)	労務歩掛 特殊作業員(人) (分解+組立)	クレーン運転歩 掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	(削る)	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	(削る)	4.6	3.4	153	21
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
バックホウ	山積 1.4 m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル・テレスコ ピック 0.4 m <sup>3</sup> 以上 0.6 m <sup>3</sup> 以下含む	(削る)	2.7	1.4	250	24
	山積 2.1 m <sup>3</sup> 以下	(削る)	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン 系	35 t 吊以下 クラムシェル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む	(削る)	3.0	0.8	444	22
	80 t 吊以下 クラムシェル平積 2.0 m <sup>3</sup> 以下含む	(削る)	5.5	1.5	434	21
	150 t 吊以下 クラムシェル平積 3.0 m <sup>3</sup> 以下含む	(削る)	11.3	3.1	315	15
	300 t 吊以下	(削る)	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン 系	120 t 吊以下	(削る)	4.3	1.5	394	75
	160 t 吊以下	(削る)	5.7	1.9	409	78
	360 t 吊以下	(削る)	11.7	4.0	399	75
	550 t 吊以下	(削る)	20.9	7.1	401	76
	200 t 吊以上 360 t 吊以下 (リフターを使用 する場合)	(削る)	11.0	2.7	392	83
550 t 吊以下 (リフターを使用 する場合)	(削る)	19.4	4.9	390	83	
クローラ式杭打機	60t 以下	(削る)	8.6	2.1	163	2
	100 t 以下	(削る)	15.5	3.7	164	2
	150 t 以下	(削る)	23.5	5.6	163	2
オールケーシング 掘削機 (クローラ 式)	—	(削る)	3.9	3.4	595	5
オールケーシング 掘削機 (スキッド 式)	—	(削る)	4.9	11.9(h)	558	4
	本体工事でクロー ラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型(第3次基準 値)〕70t 吊を使 用する場合	(削る)	4.9	11.9(h)	490	4

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立歩掛

機械区分	規格	機械 質量 区分	労務歩掛 特殊作業員(人) (分解+組立)	クレーン運転歩 掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	—	2.8	2.1	134	21
	44 t 級以下	—	4.6	3.4	132	21
	63 t 級以下	—	63 t 級以下	6.2	90	14
バックホウ	山積 1.4 m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル・テレスコ ピック 0.4 m <sup>3</sup> 以上 0.6 m <sup>3</sup> 以下含む	—	2.7	1.4	216	24
	山積 2.1 m <sup>3</sup> 以下	—	4.5	2.3	221	25
クローラクレーン 系	35 t 吊以下 クラムシェル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む	—	3.0	0.8	384	22
	80 t 吊以下 クラムシェル平積 2.0 m <sup>3</sup> 以下含む	—	5.5	1.5	375	21
	150 t 吊以下 クラムシェル平積 3.0 m <sup>3</sup> 以下含む	—	11.3	3.1	287	16
	300 t 吊以下	—	20.5	5.7	286	16
トラッククレーン 系	120 t 吊以下	—	4.3	1.5	439	97
	160 t 吊以下	—	5.7	1.9	454	100
	360 t 吊以下	—	11.7	4.0	443	97
	550 t 吊以下	—	20.9	7.1	446	98
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
クローラ式杭打機	—	60 t 以下	8.6	2.1	148	2
	—	100t 以下	15.5	3.7	149	2
	—	150t 以下	23.5	5.6	148	2
オールケーシング 掘削機 (クローラ 式)	—	—	3.9	3.4	515	5
オールケーシング 掘削機 (スキッド 式)	—	—	4.9	11.9(h)	483	4
	本体工事でクロー ラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型(第3次基準 値)〕70t 吊を使 用する場合	—	4.9	11.9(h)	424	4

今回対象外

		本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合	(削る)	4.9	11.9(h)	370	3
		本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)〕100t 吊を使用する場合	(削る)	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t 以下	(削る)	16.0	2.4	265	4
		120t 以下	(削る)	41.2	6.3	211	3
	サトハ°ル打機、粉体噴射攪拌機、深層混合処理機、ブリケティット°ハ°チカルト°レン打機	60t 以下	(削る)	16.0	2.4	213	3
		120t 以下	(削る)	41.2	6.3	211	3
	トンネル用機械	—	(削る)	5.4	2.0	582	8

(注) (略)

(e) その他

i (略)

ii 粉体噴射攪拌機(単軸式 19.6kN・m×1)は、地盤改良機械(機械質量 60t 以下)を適用する。

iii 粉体噴射攪拌機(二軸式 55kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。

iv 粉体噴射攪拌機(二軸式 90kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。

(エ) (略)

(オ) 役務費

a (略)

b 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(a) 借地料

i (略)

ii 林地およびその他の土地  $A = B \times 0.05 \div 12$

ただし、A：借地単価(円/m<sup>2</sup>/月) B：土地価格(円/m<sup>2</sup>)

(注) 上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 25 条及び同運用に係る場合に適用する。

		本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合	二	4.9	11.9(h)	320	3
		本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)〕100t 吊を使用する場合	二	4.9	11.9(h)	312	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t 以下	二	16.0	2.4	229	4
		120t 以下	二	41.2	6.3	190	3
	サトハ°ル打機、粉体噴射攪拌機、深層混合処理機、サトハ°ル打機	60t 以下	二	16.0	2.4	191	3
		120t 以下	二	41.2	6.3	190	3
	トンネル用機械	—	二	5.4	2.0	503	8

(注) (略)

(e) その他

i (略)

ii 粉体噴射攪拌機(単軸式 19.6kN・m×1)は、地盤改良機械(機械質量 60t 以下)を適用する。

iii 粉体噴射攪拌機(二軸式 55kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。

iv 粉体噴射攪拌機(二軸式 90kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。

(エ) (略)

(オ) 役務費

a (略)

b 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(a) 借地料

i (略)

ii 林地およびその他の土地  $A = B \times 0.05 \div 12$

ただし、A：借地単価(円/m<sup>2</sup>/月) B：土地価格(円/m<sup>2</sup>)

(注) 上記算定式は、公共用地の取得に伴う損失補償基準第 25 条及び同運用に係る場合に適用する。

今回対象外



- (b)・(c) (略)
- (カ) (略)
- (キ) 技術管理費
- a (略)
- b 積算方法
- (a) (略)
- (b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項目に要する費用とする。
- i～iii (略)
- iv ICT建設機械に要する以下の費用
- (i) 保守点検  
(施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要な額を計上するものとする。)
- (ii) システム初期費  
(1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。)
- (iii)・(iv) (略)
- (v) 3次元出来形管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる費用(削る)
- v (略)
- (ク) 営繕費
- a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。
- (a)～(c) (略)
- (d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用(現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。)なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。
- (e)～(h) (略)
- b 積算方法
- (a) (略)
- (b) 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。
- i 監督員詰所
- ・ 設置撤去する場合  $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
  - ・ 設置のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
  - ・ 撤去のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
  - ・ 損料のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$
- ただし、 $E_k$  (略)
- A (略)
- M : 月数  
(必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、1位とする。)
- t (略)
- 1～3 (略)
- ii 火薬庫類
- (i) (略)
- (ii) 火薬庫類の営繕損料  
表6-17 (略)
- (注) 1 (略)
2. 1現場当たりの使用期間が2年を超える場合は次のとおりとする。  
2年を超え4年以下の場合は、上表損料の40%増とする。

- (b)・(c) (略)
- (カ) (略)
- (キ) 技術管理費
- a (略)
- b 積算方法
- (a) (略)
- (b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項目に要する費用とする。
- i～iii (略)
- iv ICT建設機械に要する以下の費用
- (i) 保守点検
- (ii) システム初期費
- (iii)・(iv) (略)
- (v) 3次元出来形管理・3次元データ納品  
なお、システム初期費については1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当たり使用機種毎に一式計上するものとする。
- v (略)
- (ク) 営繕費
- a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。
- (a)～(c) (略)
- (d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用(現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。)
- (e)～(h) (略)
- b 積算方法
- (a) (略)
- (b) 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。
- i 監督員詰所
- ・ 設置撤去する場合  $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
  - ・ 設置のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
  - ・ 撤去のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
  - ・ 損料のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$
- ただし、 $E_k$  (略)
- A (略)
- M : 月数  
(必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。)
- t (略)
- 1～3 (略)
- ii 火薬庫類
- (i) (略)
- (ii) 火薬庫類の営繕損料  
表6-17 (略)
- (注) 1 (略)
2. 1現場当たりの使用期間が2年を超える場合は次のとおりとする。  
2～4年の場合は、上表損料の40%増とする。

今回対象外



4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3 (略)

(iii) (略)

(c) ~ (e) (略)

(ケ) 安全費

a (略)

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記の項目とする。

i ~ viii (略)

ix 安全用品等の費用 (墜落制止用器具 (フルハーネス型) を含む)

x・xi (略)

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

i ~ vii (略)

viii 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用 (トンネル (NATM) の計測 A に要する費用は除く)

ix (略)

イ 現場管理費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 現場管理費率の補正

a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 (略)

(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

i ~ iii (略)

iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。  
補正率 (%) = 冬期率 × 補正係数  
冬期率 =  $\frac{12月1日 \sim 3月31日 (11月1日 \sim 3月31日) \text{ までの工事期間}}{\text{工期}}$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間についても準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

(略)

(b) (略)

b ~ f (略)

今回対象外

4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3 (略)

(iii) (略)

(c) ~ (e) (略)

(ケ) 安全費

a (略)

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記の項目とする。

i ~ viii (略)

ix 安全用品等の費用

x・xi (略)

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

i ~ vii (略)

(新設)

viii (略)

イ 現場管理費

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 現場管理費率の補正

a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 (略)

(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

i ~ iii (略)

iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。  
補正率 (%) = 冬期率 × 補正係数  
冬期率 =  $\frac{12月1日 \sim 3月31日 (11月1日 \sim 3月31日) \text{ までの工事期間}}{\text{工期}}$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する実工事期間 (準備期間と跡片付け期間を含む。) とする。

(略)

(b) (略)

b ~ f (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定 (略)

表 6-22 前払金支出割合が 35% を超え 40% 以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(注) 1. 一般管理費等率算定式  
 $Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$   
 ただし、Gp : 一般管理費等率 (%)  
 Cp : 工事原価 (単位 : 円)  
 Gp の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. (略)

イ (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定 (略)

表 6-22 前払金支出割合が 35% を超え 40% 以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

(注) 1. 一般管理費等率算定式  
 $Gp = -5.48972 \cdot \log(Cp) + 59.4977$   
 ただし、Gp : 一般管理費等率 (%)  
 Cp : 工事原価 (単位 : 円)  
 Gp の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. (略)

イ (略)

4/15適用

(4) (略)  
2 (略)

第7～第11-2 (略)

(4) (略)  
2 (略)

第7～第11-2 (略)

附 則 この通知は、令和4年4月1日から適用する。